

# 道の駅夕張メロード 出品、出店等募集要項

## 1. 募集目的

「道の駅夕張メロード」は、道の駅の基本機能である「休憩」・「情報発信」・「地域連携」を備える地域の魅力を発信する役割を担う拠点となる施設です。

さらなる地域活性化と産業振興の推進を図り、市内事業者の皆さんにも幅広く参画いただくことを目的として、施設の機能を充実させたりリニューアルを実施しましたので、出品及び出店の事業者を募集します。

## 2. 「道の駅夕張メロード」概要

- (1) 所在地 北海道夕張市紅葉山526番地19 JA夕張市メロード店内  
施設面積約1,460㎡、駐車場面積約4,558㎡(普通車換算35台)
- (2) 施設内容 地場産品等販売スペース(土産物等の陳列台での販売)  
対面販売、情報発信スペース(施設内外の区画、1坪(3.3㎡)程度)  
飲食・休憩スペース(約72㎡、うち専用カウンター・キッチン約23㎡、共用の客席20席付き)
- (3) 開館時間 ①10:00~18:00(4/1~4/下旬)  
② 9:00~18:30(4/下旬~8/31)  
③10:00~18:30(9/1~10/31)  
④10:00~18:00(11/1~3/31)
- (4) 休館日 令和4年休館日:1/1~5、4/30、8/1、10/31、11/17、8月~5月の毎週月曜日、  
ほか施設点検等の臨時休館。  
※(3)及び(4)について、上記に定めのないものは夕張市農業協同組合メロード店の営業時間を基本とします。
- (5) 設置者 夕張市
- (6) 施設所有者 夕張市農業協同組合
- (7) 管理運営者 道の駅夕張メロード運営協議会

## 3. 出品及び出店募集の概要

### (1) 募集箇所

内容	区画数	形態	期間
地場産品等の販売	陳列可能な限り(※1)	商品陳列のみ	季節商品を除き通年
販売、宣伝、情報発信	最大で4区画(※2)	対面	1日単位
飲食スペースへの出店	1区画(※3)	対面	通年

※1 スペースに限りがありますので、販売数を制限する場合があります。

※2 時期により区画数が変動することがあります。また、テーブル、イス等の設備につきましては、出店者により準備いただく場合がありますのでご了承ください。応募多数の場合は、希望に添えないことがありますのでご了承ください。

※3 コールドテーブルなど最低限の備品は用意いたしますが、その他調理・販売に必要な備品や消耗品等は出店者により設置していただきますのでご了承ください。

### (2) 契約期間

内容	契約期間
地場産品等の販売	なし
販売、宣伝、情報発信	希望日数に応じて対応
飲食スペースへの出店	契約日から2年単位を基本

### (3) 手数料及び料金

内容	手数料及び料金	契約形態
地場産品等の販売	市内事業者 税抜売価の18% 市外事業者 税抜売価の25%	委託販売

販売、宣伝、情報発信	市内事業者 1区画当 1日 3,000円 市外事業者 1区画当 1日 5,000円	賃貸
飲食スペースへの出店	市内事業者 月額50,000円+(月額税抜売上×%)+税 市外事業者 月額75,000円+(月額税抜売上×%)+税 ※月額の売上による%は、50万以下10%、100万円以下8%、150万円以下6%、150万円超4%とする。	賃貸

(4) 出店による直接経費

出店における電気、ガス、水道、ごみ処理費用及びその他必要な諸経費は、出店者の負担とします。

(5) 応募資格

出品及び出店資格は、次の条件をすべて満たしている必要があります。

- ・夕張市内で事業を営んでいる法人または個人事業主であること。
- ・出品及び出店に際して必要となる許認可、免許等を有していること。
- ・施設の利用者として、他の出店者と協調して協力できる者であること。
- ・安定した経営能力があること。
- ・公租公課に滞納が無いこと。
- ・道の駅の機能を理解し、優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- ・公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者)でないこと。

(6) 出品及び出店要件

出品及び出店の要件は、次のとおりとします。

① 地場産品等の販売・販売、宣伝、情報発信

- ・夕張市で生産、加工、企画、開発、または原材料の調達が行われ、「地場産品」として販売できる商品を原則とします。
- ・食品の場合、保健所の許可を受けた施設において、出品者自らで製造したものであること、もしくは、保健所の許可を受けた施設を保有する他事業者等に製造を委託したものとします。
- ・商品の陳列場所は、管理運営者に一任していただきます。
- ・商品の陳列方法は、管理運営者と出品者が事前協議のうえ決定します。
- ・管理運営者が出品者から販売の委託を受ける委託販売方式とし、販売代金から販売手数料等を差し引いた金額を出品者にお支払いします。管理運営者は、出品した商品の仕入、買取は行いません。
- ・商品の品質管理(賞味期限等)、品質表示等(法律で定める表示)は、出品及び出店者の責任とします。また、万が一に備え、損害賠償に対応できるだけの製造物責任保険(PL保険)に加入いただきます(製造者が同保険を付保している場合を除く)。
- ・管理運営者から、出品にあたり必要な書類を求められた場合は、指示に沿って提出いただきます。

② 飲食スペースへの出店

- ・出店者(契約者)の直営とします(賃借権等の第三者への譲渡は認めません)。
- ・営業時間及び営業形態等の詳細については、管理運営者と協議していただきます。
- ・従業員、パート等の雇用については、可能な限り夕張市民を優先してください。
- ・電源、コンセント、給排水等の設備は備えていますが、その他の工事費(内装を含む)及び施設内の厨房設備、什器、備品、店舗サイン等は出店者の負担となります。
- ・共用部分の使用については、管理運営者の指示のとおりとさせていただきます。
- ・出品及び出店者の責めに帰す事由により、建物や内装及び備品等を汚損、破損した場合及び契約期間満了又は契約解除となった場合は出品及び出店者側の負担により原状に回復していただきます。
- ・出品及び出店者及びその従業員には、その販売と営業行為に係る関係諸法令等及び行政官庁等の指示を遵守し、必要書類の提出や許可を受けるなどの手続きを全て行っていただきます。
- ・出品及び出店者は、自己負担において工事・動産・第三者傷害・労災等の保険に加入してください。

③ 共通

- ・展示品、出品商品の管理については、管理運営者が注意を払いますが、万が一、商品の盗難等が生じた場合、管理運営者は一切の責任を負いません。
- ・施設で開催されるイベント等及びその他運営等においては、積極的にご協力をお願いします。
- ・出品及び出店により提供された商品やサービスに関して、クレームや事故が発生した場合は、管理運

営者は当該事業者と協議し、速やかに対応するものとします。その際に発生した費用については、当該事業者が直接負担するか、または管理運営者が当該事業者に負担を求めることができることとします。

・装飾や名称については、道の駅のイメージと適合する内容とし、必要に応じて管理運営者と事業者が協議をすることとします。

・道の駅の公共性、コンセプト及び本要項に違反していると認められる場合、管理運営者より改善勧告を行います。勧告に応じない場合、出品及び出店を中止し、今後使用をお断りいただくことがあります。

・契約については、募集箇所により内容が異なるため、別途締結することとします。

・その他本要件に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、管理運営者と出品及び出店者が協議することとします。

#### 4. 出品及び出店の選定基準

##### (1) 選定基準

出品及び出店の選定にあたっては、次の基準により管理運営者が選定します。

- ・道の駅のテナントにふさわしい業種・業態であるか。
- ・夕張市内で生産、加工、開発、または原材料が調達された、「地場産品」として販売できる商品か。
- ・衛生管理や接客、マネジメントに精通した管理者がいるか。
- ・財務内容が健全で、持続的で安定した経営が見込めるか。
- ・業務を実施するための適切な事業計画・資金計画があるか。
- ・提供する商品やサービスが魅力的であり、道の駅の集客に資するものであるか。
- ・出店における営業日数が、施設全体の営業とバランスが取れている計画か。
- ・夕張市の特産品化、ブランド化に向けた効果が期待できるか。
- ・夕張市の地場産品を活かしたメニューや夕張市らしい商品となっているか。
- ・夕張市民の雇用に努める等の配慮があるか。
- ・夕張市の発展に寄与する実績及び可能性を有するか。

##### (2) 選定結果について

応募者は、下記に定める応募書類を持参または郵送により期間内に提出してください。

- ・選定の結果については、応募者全員に通知します。
- ・選定の内容に関するお問い合わせにはお答えできません。

##### (3) 選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められた場合は、出店者の選定を取消しします。

- ① 応募書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ② 応募者の要件を満たさなくなった場合
- ③ その他出品及び出店者として不適格な事項が認められた場合

#### 5. 応募方法

応募者は、下記に定める応募書類を持参または郵送により期間内に提出してください。

##### (1) 応募書類

法人の場合

- |                 |                 |             |
|-----------------|-----------------|-------------|
| ①誓約書(様式1)       | ③会社(店)概要書(様式3)  | ⑤事業方針等(様式5) |
| ②出品及び出店申込書(様式2) | ④出品及び出店計画書(様式4) | ⑥法人登記事項証明書  |

個人事業主の場合

- |                 |                 |             |
|-----------------|-----------------|-------------|
| ①誓約書(様式1)       | ③会社(店)概要書(様式3)  | ⑤事業方針等(様式5) |
| ②出品及び出店申込書(様式2) | ④出品及び出店計画書(様式4) | ⑥住民票        |

※ 上記の各応募書類については、管理運営者よりお渡しいたします。

※ 必要に応じて、追加資料を提出いただく場合があります。

※ 提出のあった書類の内容により知り得た個人情報等は、選定以外の目的には一切使用しません。

##### (2) 応募期間

内容	応募期間
地場産品等の販売	令和4年5月1日より随時受付
販売、宣伝、情報発信	令和4年5月1日より随時受付
飲食スペースへの出店	令和4年5月1日～令和4年5月18日まで

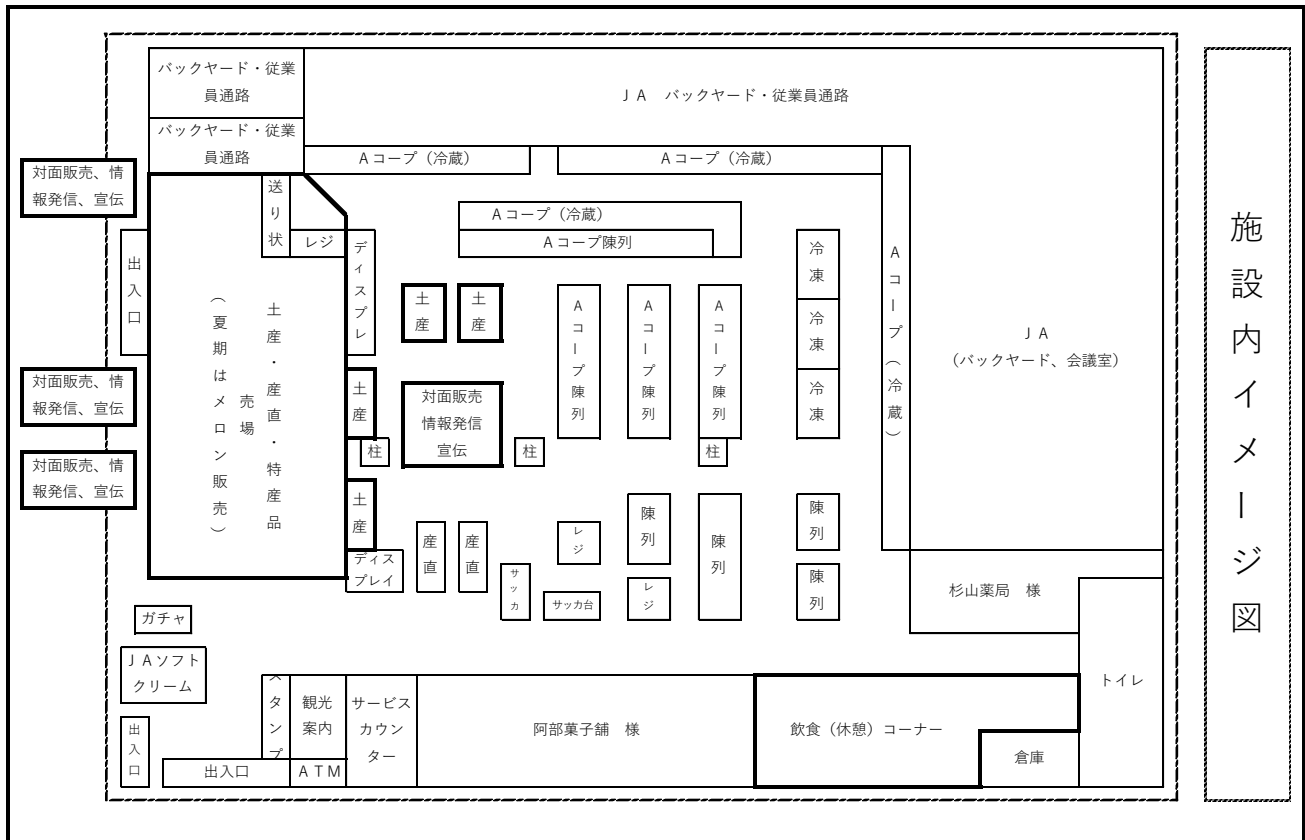
(3) 運用開始予定日

内容	運用開始時期
地場産品等の販売	(予定) 令和4年5月中旬より随時
販売、宣伝、情報発信	(予定) 令和4年5月中旬より随時
飲食スペースへの出店	(予定) 現地確認、設備等準備後に開始

(4) 応募先及びお問い合わせ先

道の駅夕張メロード運営協議会  
 〒068-0755  
 夕張市紅葉山526番地19 JA夕張市メロード店内  
 TEL:0123-53-8111  
 (郵便もしくは直接ご持参ください。)

道の駅夕張メロード 配置図



- 施設内の太枠部分が募集箇所となります。
- 土産・産直・特産品売場の商品陳列は、メロン販売時期(5月下旬~8月)以外となります。
- 時期により配置が変わりますので、ご了承ください。